

令和2年度 定期総会資料

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会

令和2年6月20日

今年度は周知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各ブロック選出理事による書面議決によって議案承認を行いました。

議 案

議 事 (※書面議決) ※ 過半数の賛成を以て承認とする

- 議案第1号 令和元年度 活動報告について
(事業期間 令和元年6月1日~令和2年5月31日)
承認 (賛成 11/12・反対 0/12・未回答 1/12)
- 議案第2号 令和元年度 収支決算報告及び監査報告について
(事業期間 令和元年6月1日~令和2年5月31日)
承認 (賛成 11/12・反対 0/12・未回答 1/12)
- 議案第3号 令和2年度 活動方針(案)について
承認 (賛成 11/12・反対 0/12・未回答 1/12)
- 議案第4号 令和2年度 収支予算(案)について
承認 (賛成 11/12・反対 0/12・未回答 1/12)
- 議案第5号 令和2年度 役員改選(案)について
承認 (賛成 11/12・反対 0/12・未回答 1/12)

議案第1号

令和元年度 活動報告

No.	期 日	活 動 内 容	備 考
令和元年			
1	6 / 4 (火)	会計監査	5名
2	6 / 15 (土)	令和元年度 塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会定期総会 (道の駅 湧水の里しおや 多目的ホール)	約85名
3	6 / 25 (火)	同盟会かわら版 第39号発行	
4	7 / 2 (火)	第1回 同盟会役員会議 (役場第3会議室)	15名
5	10 / 7 (木)	候補地監視カメラの使用を一時休止	
6	10 / 30 (水)	第2回 同盟会役員会議 (役場第3会議室)	15名
7	11 / 12 (火) ~11 / 26 (火)	老朽化や破損したのぼり旗、立て看板等の回収	4 行政区
令和2年			
8	3 / 12 (木)	第3回 同盟会役員会議 (役場第3会議室)	14名
9	4 / 7 (火)	県環境森林部廃棄物対策課職員が詳細調査候補地を視察 (6名)	
10	4 / 30 (木)	『反対運動の活動中間記録誌』(平成26年~令和元年の記録) を発行	5,000部
11	5 / 7 (木)	新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、第4回役員会の中止 を決定	
12	5 / 13 (水)	新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、令和2年度定期総会 を书面議決とする旨を決定	
13	5 / 26 (火)	同盟会かわら版 第40号発行	

令和元年度 収支決算報告書

◎収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	内 訳 ・ 備 考
1. 前年度繰越金	2,486,986	2,486,986	0	
2. 活動物品販売収入 (のぼり旗等)	30,000	8,000	△ 22,000	・区 4,000 ・個人 4,000
3. ステッカー販売収入	1,000	2,000	1,000	・個人 2,000
4. 募金	0	0	0	・区 ・個人
5. 寄付金	1,000	5,000	4,000	・企業、各種団体 5,000
6. その他収入	14	22	8	・預金利息等 22
合 計	2,519,000	2,502,008	△ 16,992	

◎支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	内 訳 ・ 備 考
1. 同盟会運営費	630,000	499,950	△ 130,050	
① 集会等開催費	30,000	0	△ 30,000	
② 街頭活動費	20,000	0	△ 20,000	
③ 抗議活動費	550,000	499,950	△ 50,050	・活動中間記録誌 499,500 (1冊 90.9 × 5,000部 = 454,500 + 消費税 10% 45,450)
④ 外交活動費	20,000	0	△ 20,000	
⑤ 事務所運営費	10,000	0	△ 10,000	
2. 通信費及び雑費	68,000	61,596	△ 6,404	
① 光熱、水道費	0	0	0	
② 通信運搬費	57,000	61,596	4,596	・電話料金 43,202 ・郵送料金 18,394
③ 雑費	11,000	0	△ 11,000	
3. 予備費	30,000	0	△ 30,000	
合 計	728,000	561,546	△ 166,454	

収入合計 2,502,008 - 支出合計 561,546 = 残金 1,940,462

残金については、次年度へ繰越いたします。

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 会長 君島 勝美

監 査 報 告 書

令和2年6月8日、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会事務所において、令和元年6月1日から令和2年5月31日までの会計処理の監査を実施したところ通帳、証票、関係帳簿等がすべて適切に処理されておりましたので報告いたします。

令和 2 年 6 月 20 日

最終処分場反対同盟会 監事

稲口清仁 印

最終処分場反対同盟会 監事

福田 孝 印

議案第3号

令和2年度 活動方針(案)

平成26年7月30日に栃木県における指定廃棄物最終処分場の詳細調査候補地として「寺島入国有林」が選定されてから、まもなく6年を迎えようとしております。

その間、指定廃棄物最終処分場問題を取り巻く状況は、大きな変化を見せております。本町では、5年前の関東・東北豪雨の影響により、詳細調査候補地が冠水する事態が発生いたしました。このことを受け、町は、候補地は適地にあらずとして、同年12月7日に指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定結果を環境省へ返上いたしました。

一方、環境省は、一時保管農家の負担軽減策として、一昨年11月に開催されました指定廃棄物の一時保管農家を抱える6市町長会議において、保管農家の負担軽減に関して各市町で暫定集約保管をすすめることについて6市町が合意し、国、県、各市町で連携と協力をしながら、国が責任をもって進めていくとしております。

しかしながら、環境省はこの暫定集約をすすめながらも、将来的には県内1箇所に最終処分場を整備する方針は変わらず、いまだ堅持しております。

他方、本町と同様の問題を抱える他県の状況を見ますと、宮城県においては、栗原市、大和町、加美町の3市町が候補地の返上を表明、千葉県においても、候補地に選定された千葉市が詳細調査の受け入れ拒否を表明しており、指定廃棄物の処理に関するその後の進展は一切ありません。

このような状況であるにも関わらず、現在も、地元新聞等のマスメディアを使って広告を掲載するなど、環境省は以前と変わらず塩谷町に対してプレッシャーをかけ続けております。

今年は新型コロナウイルスによる危機的状況となっておりますが、そのような中でも、この最終処分場問題に対する意識は緩めず、油断をせずに、国が行う詳細調査に繋がる住民説明会及びすべての事業に対し、私たちは「絶対反対」「断固拒否」し続ける意思を貫かねばなりません。この塩谷町の自然を守り、後世の代につけを残すことなく、尚仁沢湧水そして清流 荒川・鬼怒川の水を守り抜いていくことが、私たちの責務であると思っております。

すべての町民が「白紙撤回」を勝ち取るまで闘い抜くため、今年度も引き続き、「町民 心ひとつ 一致団結」のスローガンのもとに、粘り強く活動を続けていくことを令和2年度の塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会の活動方針として提案いたします。

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会
会長 君 島 勝 美

令和2年度 収支予算(案)

◎収入の部

(単位：円)

科 目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	内 訳 ・ 備 考
1. 前年度繰越金	1,940,462	2,486,986	△ 546,524	
2. 活動物品販売収入 (のぼり旗等)	10,000	30,000	△ 20,000	・区 4,000 ・個人 6,000
3. ステッカー販売収入	3,000	1,000	2,000	・ステッカー 3,000
4. 募金	1,000	1,000	0	
5. 寄付金	5,500	1,000	4,500	
6. その他収入	38	14	24	・預金利子等 38
合 計	1,960,000	2,520,000	△ 560,000	

◎支出の部

(単位：円)

科 目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	内 訳 ・ 備 考
1. 同盟会運営費	120,000	630,000	△ 510,000	
項 目 内 訳				
① 集会等開催費	20,000	30,000	△ 10,000	
② 街頭活動費	20,000	20,000	0	・道路使用許可料等
③ 抗議活動費	50,000	550,000	△ 500,000	・のぼり旗、ポール代 50,000
④ 外交活動費	20,000	20,000	0	・チラシ折込料等 20,000
⑤ 事務所運営費	10,000	10,000	0	・事務所運営に関する費用 10,000
2. 通信費及び雑費	110,000	68,000	42,000	
項 目 内 訳				
① 光熱、水道費	0	0	0	
② 通信運搬費	100,000	57,000	43,000	・電話料金 50,000 ・郵便料金 50,000 (活動中間記録誌郵送代含む)
③ 雑費	10,000	11,000	△ 1,000	・事務用品 5,000 ・視察者等来町時対応費用 5,000
3. 予備費	30,000	30,000	0	・上記科目の不足分を充当
4. 次年度への予定繰越金	1,700,000	1,792,000	△ 92,000	・次年度への繰越予定額
合 計	1,960,000	2,520,000	△ 560,000	

収入合計 1,960,000 支出合計 1,960,000 差引残金 0

上記のとおり、上程いたします。

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会 会長 君島 勝美

議案第5号

令和2年度 同盟会役員 (案)

	役 職	氏 名	所 属	備 考
1	会 長	君 島 勝 美	第 5 ブ ロ ッ ク	前年度より再任
2	副 会 長	増 淵 昭 夫	玉生地区区長会会長 (東房区 区 長)	第5ブロック選出理事 (理事による互選により選出)
3	副 会 長	斎 藤 弘	船生地区区長会会長 (沼倉区 区 長)	第10ブロック選出理事 (理事による互選により選出)
4	副 会 長	加 藤 和 利	大宮地区区長会会長 (大宮上区 区 長)	第1ブロック選出理事 (理事による互選により選出)
5	事務局長	和 氣 孝 夫	上 寺 島 区	前年度より再任 (会員の中から選出)
6	会 計	伴 瀬 悦 朗	第12ブロック選出 (西古屋区 区 長)	前年度より再任 (兼 第12ブロック選出理事)
7	監 事	君 嶋 雅 雄	大 宮 中 区 長	会員の中から選出
8	監 事	樋 口 清 仁	上 寺 島 区 長	前年度より再任 (会員の中から選出)
9	理 事	鈴 木 操	第2ブロック選出 (田所上区 区 長)	第2ブロック選出理事
10	理 事	新 村 恒 男	第3ブロック選出 (大久保区 区 長)	第3ブロック選出理事
11	理 事	廻 谷 陽 一	第4ブロック選出 (上沢区 区 長)	第4ブロック選出理事
12	理 事	高 瀬 啓 一	第6ブロック選出 (喜多区 区 長)	第6ブロック選出理事
13	理 事	森 平 利 幸	第7ブロック選出 (釈迦ヶ岳区 区 長)	第7ブロック選出理事 (前年度より再任)
14	理 事	竹 村 憲 夫	第8ブロック選出 (玉生宿区 区 長)	第8ブロック選出理事
15	理 事	榎 滋 視	第9ブロック選出 (百目鬼区 区 長)	第9ブロック選出理事
16	理 事	斎 藤 正 夫	第11ブロック選出 (新谷区 区 長)	第11ブロック選出理事

※ 敬 称 略

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会規約

(目 的)

第1条 塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会は、雄大な高原山と尚仁沢湧水に代表される塩谷町の豊かな「自然と水」を守り、そこに生きる塩谷全町民の安心安全な生活を将来にわたり大切に守り育てていくと共に、荒川及び鬼怒川流域の水環境保全、生活環境向上と、安全安心な地域社会の実現に寄与するため、源流域の町の責務として、福島第一原子力発電所事故を起因として発生した指定廃棄物の最終処分場詳細調査候補地を、塩谷町上寺島地内の寺島入国有林野に選定したことに対し、候補地選定の白紙撤回を成就させることを目的として活動する。

(名 称)

第2条 本会は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会（以下「同盟会」という。）という。

(事 業)

第3条 同盟会は、指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地選定の白紙撤回（以下「白紙撤回」）を達成するため次の事業を行う。

- (1) 白紙撤回のための署名活動
- (2) 白紙撤回のための要望、請願活動等
- (3) 白紙撤回のための各種大会の開催
- (4) 白紙撤回のための各関係機関、団体との連絡及び調整
- (5) その他白紙撤回のために必要な事項

(構 成)

第4条 同盟会は、塩谷町民全員が会員であり、別図1の組織により構成するものとする。

(役 員)

第5条 同盟会には、会長、副会長、会計、事務局長、監事及び理事の役員を置く。

- 2 会長1名、副会長3名は、第4条の構成員のうち理事の職にあるものから互選する。
- 3 会計1名、事務局長1名、監事2名及び事務局員は第4条の構成員の中から適任者を選任する。
- 4 会長は会務を総括し、会長に事故ある時は副会長がその職務を代理する。

(任 期)

第6条 同盟会役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第7条 同盟会の事業を円滑に行うため、理事会を置く。

- 2 理事会は、会長の命により本会の事業執行にあたる。
- 3 理事会は、ブロック毎に選出された理事を以って構成する。
- 4 理事会は、必要に応じて理事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会 議)

第 8 条 同盟会の会議は、会長が召集し議長となる。

2 会議には、必要に応じて本会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総 会)

第 9 条 同盟会の総会は全会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年 6 月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(事務局)

第 10 条 同盟会の事務局は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会事務所内に設置する。

(経 費)

第 11 条 同盟会の経費は、塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会が収受する寄付金等及び事業により得た収益等を充当する。

2 会計年度は 6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までとする。

附 則

1. この規約は、平成 28 年 6 月 18 日から施行する。

2. 平成 29 年 6 月 17 日 一部改正

